

第1章 総則

1. 目的

4年目を迎える「Himeji 大手前通りイルミネーション」について、令和8年度は新たに姫路城周辺でもイルミネーションを実施し、まちなかの回遊性向上、滞在時間の延長を促進させるとともに地域資源を活かした他都市にはない夜間観光資源としての魅力を広く発信し、市内外からの誘客を促進することを目的とする。併せて、歴史的な街並みが広がる姫路城周辺や姫路城ライトアップイベント（三の丸広場）《別事業》（以下「姫路城ライトアップイベント」という。）と大手前通りでイルミネーションを実施することにより、地域の歴史や文化に触れるきっかけを作り、郷土愛、シビックプライドの醸成を図る。

2. 業務名称

令和8年度 大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務（以下「本業務」という。）

3. 委託期間

委託契約日から令和9年3月31日（水）

4. 発注者

姫路市

5. 実施箇所

姫路市駅前町地内外（姫路駅前広場から姫路市道幹第1号線（以下「大手前通り」という。）及び姫山公園を含む姫路城周辺

（詳細範囲は、別紙2「令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託【イルミネーション対象範囲及び電気設備平面図】に記載）

6. 配置技術者

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有しデザイン設計から撤去までの業務を統括する業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により発注者に通知すること。
- (2) LED等器材取付、撤去及び維持管理等現場を統括する現場責任者を配置すること。
- (3) 業務担当責任者と現場責任者を兼務することはできない。

- (4) 仮設を含む設置、撤去及び管理において、関係する法律に基づく技術者を配置すること。なお、業務着手時、必要となる資格について、資格証の写しを発注者に提出し、確認を受けること。
- (5) 業務担当責任者と現場責任者は、実証実験時には必ず臨場すること。

7. 事業実施に係る留意事項

- (1) イルミネーション、ライトアップ器材については、発注者が保有する器材を使用することができる（詳細は、参考資料1「大手前通りイルミネーション保有機器一覧」に記載）。また、受託者が提案内容を実現するために必要な器材を追加で調達できる。ただし、本業務受託者が提案内容に基づき購入した器材は、撤去完了後、発注者の所有となる。
- (2) イルミネーション期間中、新たな目的地の創出と回遊性向上を目的として、大手前通り一部歩行者天国（最大範囲：大手前交差点から姫路城前交差点区間）の実施を予定している。

歩行者天国実施の際は、実現可能性を踏まえた魅力的でインパクトのある光の演出を行うとともに、同時に実施されるイベントに協力、連携すること。ただし、演出内容は関係機関との協議のうえ決定する。なお、令和8年度の歩行者天国は、以下の日時を予定している。

○令和8年度大手前通りイルミネーション歩行者天国

実施日：令和8年12月19日（土）・20日（日）

交通規制時間帯：16時00分規制開始（予定）

22時00分規制解除（予定）

※当日は17時よりイルミネーションの点灯を予定している。例年より規制開始から点灯までの時間が短いことに注意すること。

（詳細は、別紙1「令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託《提案者向け資料》」に記載）

- (3) 大手前通りの樹木などへのLEDの設置については、信号機の赤、青、黄と誤認しない色を使用すること。また枝に取り付けたLEDが信号に重ならないこと。
- (4) 色の変化等を伴う演出の場合は、車両等の運転手の視線を誘導しないものであること。また周辺施設に対しても光害を考慮し、不快なグレア（眩しさ）のない光とすること。
- (5) 姫路城周辺の施工、演出に当たっては、「姫路城保存活用計画」における第7章「保存管理」及び第8章「活用」記載事項を根底に据えながら、関連法規の遵守及び姫路城の景観、美観を尊重した企画、演出を行うとともに、姫路城の歴史的背景や文脈に基づいたものとし姫路城の価値や魅力を向上するものとする。
- (6) 姫路城周辺にある桜木について、LEDストリングスを直接巻き付ける等の樹木を傷

める装飾は禁止する。

- (7) 姫路城周辺の施工にあたっては施工一か月前から施工完了までの間、施工を周知する看板を設置しなければならないが、詳細な設置期間・設置場所は発注者との協議により決定する。
- (8) 屋外において、イベントを実施するためのサイン等を表示または設置する場合やプロジェクションマッピングで屋外広告物に該当する映像を投影する場合は、姫路市屋外広告物条例が適用されるため、基準に適合したものとすること。条例により広告物の設置等が制限される場合があるほか、広告物の設置等に係る手続きを必要に応じて行うこと。

広告物の設置等の手続きにおいては、本市の景観所管部署との調整について、本事業の所管課である産業振興課も実現に向け共同で協議を行うが、提案内容により、実現できない場合がある。その際は、発注者と受託者との協議の上、実施内容を変更することがある。
- (9) 資器材の設置、撤去が適切に行え、関係法令、基準を踏まえた実現可能性のあるデザインとすること。
- (10) 全エリアにおいて、原則什器、器材設置に伴う杭打ち及び釘等による地面に固定を要するもの並びに火気の使用は禁止する。また、門、櫓、石垣等の建造物を毀損し、又は汚損してはならない。
- (11) LED照明の使用、発電機に変わる蓄電池の使用、蓄電池型テラスターの使用等、温室効果ガス排出削減に取り組むこと。原則としてガソリンやディーゼルエンジンによる発電機を伴う照明設備・電源設備の使用は行わず、分電盤からの電源またはバッテリー（蓄電池）等により電源を賄うこと。
- (12) その他留意すべき事項については、別紙1「大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業《提案者向け資料》」をよく確認するとともに、その他の禁止事項については、姫路市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。

8. 業務内容

- (1) イルミネーション、ライトアップ基本計画書の作成
 - ア 選定された提案に基づき、ベースとなる基本計画書を作成すること。
 - イ 基本計画書の作成にあたっては、事前に本業務に必要な既存図面の活用や現況調査等により現地の状況を十分把握するとともに、発注者と十分な協議、調整のうえ作成すること。基本計画書には、コンセプト・テーマ、業務工程、使用器材などを明確に示すこと。
 - ウ 発注者より修正意見等が出された場合は、その意見を踏まえ、再度基本計画書を作成すること。
 - エ 本業務で使用するイルミネーション、ライトアップ等の装飾、照明器材は全て

LED を使用し、環境負荷低減を前提に基本計画書を作成すること。

オ 基本計画書の内容は、姫路市都市景観照明ガイドラインに基づいたものとする
こと。

カ 大手前通り、姫路城周辺は、姫路城を景観核としたまとまりのある光環境が必要
なエリアであり、使用する LED 等の色の選定においては、関係機関による制約が
あるため、計画作成にあたっては、事前に発注者や関係機関と調整を行うこと。ま
た、必要に応じて現場協議にも同席し、十分に協議、検討を行った上でデザイン等
の資料を作成すること。

(2) 実証実験

ア 大手前通り及び姫路城周辺の一部エリアにおいて、監修者による出来栄え確認、
通行者及び通行車両への視界影響等を検証するため、実証実験を実施するものとす
る。なお実証実験は、警察、関係機関等立会のもとで実施する予定であり、警察等
との協議、指導により、再度の実験が必要となる場合がある。ただし、昨年度と使
用する LED の色が同じであれば警察等との協議の結果、実証実験を実施しない場
合もある。

イ 基本計画に基づき、実証実験を行うこと。

ウ 発注者、警察等の立会確認による意見や改善提案を整理検討の上、その結果を
報告書として作成し提出すること。

エ 受託者は、発注者が指示する期間に実証実験を行わなければならない。

オ 実証実験の実施に際し、警察、関係機関に対し必要な申請手続き書類を作成す
ること。

カ 本要求水準書及び図面に示されていない事項についても、技術上または実証実験
実施上、当然必要と認められるものは、発注者の指示に従い受託者によって実施す
ること。

キ 実施時期、実施場所等詳細は別紙 3 「令和 8 年度大手前通り・姫路城周辺イルミ
ネーション実証実験要領」に記載する。

(3) 実証実験の結果報告

ア 実証実験実施後 14 日以内に、結果について発注者に対して報告を行うととも
に、現地作業の計画に役立てること。

イ 実証実験を通して解決した課題と新たに明らかになった課題について、その解決
方針をよく整理の上報告すること。

ウ 報告において、発注者の意見及び警察等関係機関との調整の結果、修正指示があ
った場合は、その意見を取り入れたものに変更すること。

(4) 詳細計画書の作成（現場着手の 3 週間前までに提出すること。）

基本計画及び実証実験を踏まえ、関係機関と協議の上、最終的なイルミネーショ
ン、ライトアップ等の詳細計画書を作成するものとする。詳細計画書は、以下に示す

事項について、整理、作成すること。

ア イルミネーション、ライトアップ等デザイン図

資料の作成に際しては、発注者及び関係機関と十分な調整を行いながらデザイン、演出の具現化を図ること。

イ 概要平面図（器材等配置計画）

使用する LED 等の色、樹木 1 本、モニュメント・橋・石垣・藤棚等 1 箇所あたりの球数等が記載された資料を作成すること。

ウ 詳細図面

（ア）取付に必要となる図面一式（平面図、断面図、取付詳細図、配管・配線計画図等）を作成すること。

（イ）実証実験を踏まえて、樹木 1 本当たりの取付け金具、LED 等の色、形、取付位置や設置手法など説明図となる資料を作成すること。

（ウ）各分電盤、コンセントからの配線（架空配線、転がし配線）が記載された資料を作成すること。

エ LED スtringス、ライトアップ器材等仕様書

（ア）購入、使用予定の器材等仕様書一式を提出すること。

（イ）使用する LED スtringス、ライトアップ器材等は、屋外での使用に耐えるもので、下記の条件を満たすものとする。

（条件）

・電源：100V

・消費電力：0.08W 以下（1 球あたり）

・絶縁性能：水没状態で 1MΩ 以上とすること

オ 数量計算書

点灯に必要となる電線、電線管、LED スtringス、その他必要材料に係る数量表を作成すること。なお、数量表作成に際しては、現地調査を必ず実施して、樹木（大きさ、形状等）及び周辺施設等について現況の把握を行うこと。

カ LED 取付、ライトアップ器材設置計画（足場等の仮設計画含む）

イルミネーション、ライトアップ設置、撤去時の安全対策資料（交通規制図）の作成を行うこと。

キ 維持管理計画書

ク 加重計算書（イルミネーション等設備取付に伴う安全性の照査を含む）

ケ フォトモニタージュ、パース（パース：広報用のポスターやパンフレット等に画像として使用するため、解像度 350dpi 程度とし、B1 ポスターの作成に耐えるものを 5 点以上）（7 月上旬までに提出すること。）

コ その他本事業実施に際し必要なもの。

(5) 点灯セレモニーの実施について

令和8年度の点灯セレモニーは以下の日時、場所での実施を予定している。

ア 日時

令和8年11月20日（金）17時20分～18時00分（予定）

点灯セレモニー当日プログラム（案）

- （ア）17時20分 開会・市長挨拶
- （イ）17時40分 点灯準備、登壇者紹介
- （ウ）17時45分 点灯、メディア撮影
- （エ）17時50分 デザイン説明
- （オ）18時00分 閉会

イ 場所

姫路駅北交通広場（歩行者通路）

※雨天時はキャッスルビュー（姫路駅北展望デッキ2階）

ウ 点灯セレモニーに係る業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとする。なお、実施にあたって受託者は、委託業務全体を統括する者を置き、本要求水準書に基づいて実施する。その他、受注者は、発注者との連携を密にし、業務に係る準備、運営等の調整を行うこと。

（ア）準備業務

①会場レイアウトの作成

点灯セレモニー実施にあたり、別紙6「令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託【点灯セレモニー実施概要】」を参考に計画案を作成すること。なお、計画案は警察、消防等行政機関との協議書類として使用することを想定している。

②雨天時対応

雨天時は、メイン会場をキャッスルビュー（姫路駅北展望デッキ2階）に変更することを想定している。このため、上記のレイアウト等については、そのことも考慮して作成すること。

（イ）運営・管理業務

点灯セレモニー終了までの全体の運営、管理を行うこと。

①会場設営、点灯セレモニー進行、撤去等

点灯セレモニーの会場設営、撤去、点灯セレモニー運営を行うこと。また、点灯セレモニー開始前に、点灯セレモニー全体が滞りなく進むことを確認するため、リハーサルを実施すること。

なお、下記設営備品の準備、点灯セレモニー当日の設営、撤去を想定している。

No.	設営備品	数量
1	ポータブルステージ W1200×D2400×H200	6枚

2	トラス（ボタン台）H=900	5本（予定）
3	音響・照明	1式
4	3m×3m テント	1式
5	ウエイト	4個
6	横幕	1式
7	机	4本
8	椅子（式典用）	15脚
9	椅子（軽量パイプ）	10脚
10	アルミベンチ（3人掛け）	15本
11	ベルトインパーテーション	75m
12	看板（点灯台設置用）	1枚
13	看板（ボタン台）	5枚
14	無線機	15台
15	カラーコーン	20個
16	コーンバー	20個

※電源については、姫路駅北駅前広場に設置されている照明灯コンセントを使用することができる。使用にあたっては、電源容量を事前に確認し、イルミネーションに影響が出ないように十分注意すること。なお、照明等はできるだけLED電球を使用するなど省エネに配慮すること。

（ウ）人員配置

安全かつ円滑に点灯セレモニーを開催するため、発注者と協議の上、以下の担当者を配置し、滞りなく業務を遂行すること。

担当	数量	備考
司会	1名	
照明、音響操作	必要数	

エ バラの配布

点灯セレモニー実施に先立ち駅前周辺商業施設と連携したバラの配布を予定している。その準備も含め4名を確保し、配布業務等に従事させること。

（詳細範囲は、別紙6「令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託【点灯セレモニー実施概要】」に記載）

（6）歩行者天国実施中の特別演出

歩行者天国エリア内の道路上において行うフルカラーLEDを最大限活かした通常とは異なる特別な光の演出を実施すること。

○令和8年度大手前通りイルミネーション歩行者天国

実施日：令和8年12月19日（土）・20日（日）

交通規制時間帯：16時00分規制開始（予定）

22時00分規制解除（予定）

※当日は17時よりイルミネーションの点灯を予定している。例年より規制開始から点灯までの時間が短いことに注意すること。

(7) LED、照明器材等取付、撤去作業

本事業に係る LED、照明器材等取付、保守管理、点灯、撤去の一切の作業を行うこと。

なお、イルミネーション点灯期間は以下を予定している。

・実施期間：令和8年11月20日（金）～令和9年1月11日（月）（予定）

・点灯時間：17時00分～22時00分※全日（予定）

LED、照明器材等取付、撤去作業は、基本設計及び実証実験の結果により作成した詳細設計に基づき、関係機関等との調整を踏まえ作業を実施すること。

ア 作業内容

(ア) 現地事前調査

- a 受託者は、作業に先立ち、現地の状況等について綿密な調査を行い、現地を十分把握した上で作業を開始しなければならない。
- b 枝の張り方、樹高、周辺建築物や信号機等との取り合いなどで作業が難しい樹木が多数存在するため、作業方法及び工程の検討にあたっては、現地の状態を十分に配慮すること。

(イ) LED、ライトアップ各資器材の運搬、設置、配線

- a 現地作業期間は、設置については、令和8年8月初旬から点灯日の前日まで、撤去については、点灯終了日から令和9年3月下旬までを見込んでいく。
- b クスノキ、イチョウ、ケヤキ等高木、モニュメントへの作業に際しては、緑化テープ、しゅろ縄、バインド線等の柔軟な材料を使用し、器材等を適切かつ確実に固定するとともに、樹木を傷つけないよう十分に配慮すること。
- c 固定に当たっては、点灯期間終了後も撤去完了までの期間に器材が落下等しないよう十分に配慮すること。
- d 設置器材、固定等に用いる資材は、樹木、モニュメント等に近い色のものを使用する等、昼間、夜間両方の景観を損なわないよう十分に配慮すること。
- e 樹木への取付、撤去作業で使用する高所作業車は、作業内容をよく精査して必要台数を見込んで価格提案すること。なお、高所作業車に係るオペレーター費、燃料費等必要経費は、委託費に含まれているものとする。
- f 高所作業車は、車道、歩道上に配置して作業を行うが、歩道に高所作業車を配置する場合は、歩道を規制して歩行者の迂回路を確保することとし、高所

作業車の動作時には、歩行者の安全を確認するための人員を配置すること。
なお、交通規制の範囲と方法についての詳細は、警察協議等により定めるものとする。

- g 姫山公園への車両の出入りは公園の北側出入口（北勢隠門）から行うこと。また、車両を芝生に乗り入れる際は芝生を傷めないよう養生すること。
- h イルミネーション実施期間中は、別途巡回警備を目的とした自主警備業務を行う予定である。巡回監視においては、その自主警備業務受託者と密に連絡、連携して本事業に係る現場でのトラブルに対し迅速に対応すること。
- i 姫路城周辺の配線について、架空配線を前提とし、歩行者だけでなく、自転車に対しても十分安全に配慮した計画、施工を行うこと。
- j 実施期間終了後に全ての資器材を撤去すること。

(ウ) 使用器材の点検及び保管

- a 今回使用する器材は、全て発注者の所有物となることを基本とする。
- b 受託者は、設置作業完了後に設計、作業等に起因する故障、補修の必要が生じた場合は、速やかに対応し、無償で取替、修理しなければならない。
- c 使用器材の保管にあたっては、発注者の指定する場所に、翌年度以降の使用が容易になる方法で適正に保管すること。
- d 保管においては、保管場所への返却時、全数点灯確認分をリスト化したうえで、プラボックスケースに購入年度、品番、色を記入し、静電防止保管としなければならない。なお、静電防止袋やプラボックスケース等の購入は受託者負担とする。

(エ) 既設構造物の保全

受託者は、既設構造物を汚染し、または損傷を与えたときは、受託者の責任で復旧しなければならない。

(オ) 安全管理

受託者は、現場作業の安全管理にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- a 受託者は、作業にあたり、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全確保に努めなければならない。万一作業中に事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告すること。
- b 作業中は、所要の人員を配置し、現場内の整理、整頓及び保安に努めなければならない。
- c 重要な工作物に近接して作業を行う場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について、発注者と協議しなければならない。
- d 仮設及び特に重量物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。
- e 受託者は、豪雨、台風、強風及びその他天災に際しては、天気予報などに注

意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を整えなければならない。

- f 作業場所の秩序を保つとともに、火災及び盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。
- g 作業における禁止事項については、本市の条例及び規則、関連する法令に基づくものとする。

9. 計画条件

詳細計画にあたっては、イルミネーション、ライトアップ器材の保守性、安全性及び将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用及び昼間景観へ配慮したものとすること。

また、信号機や道路標識の効用を妨げないとともに、大手前通りを通行する車両等の運転手の視線誘導を妨げないものであること。

なお、関係機関との協議については、合意に至るまでの経過記録を作成するものとする。

(1) 樹木に設置するイルミネーション等の設置物の取付位置

配線（架線）：地表上の高さは歩道（姫路城周辺を含む）3.0m以上、それ以外は5.0m以上を基本とするが、大型の緊急車両の乗入が想定される消防活動空地のある歩道（主に姫路駅前から白銀交差点区間）の配線は、地表上の高さ5.0m以上とすること。

(2) 電源関連施設、照明施設及びその他工作物の設置及び復旧

各関連法令を遵守すること。また、設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。

(3) 電源共有

ア 電源は、大手前通りの歩道に設置されている分電盤（200V・100V）及び道路照明灯に付属するコンセント、ウッドデッキに埋設されているコンセント及び姫山公園内にある既存設備から確保することを基本とする。なお、姫山公園を含む姫路城周辺イルミネーションで使用できる既存電力量は40kW以下とする。

イ 提案内容により、電気容量が不足する場合は、電力引込に伴う協議、申請及び引込工事を行うこと。その経費は、委託料に含むものとする。

ウ 発注者が保有する電源を使用する分の電気代は、発注者負担とする。

10. 現場条件

- (1) 枝の切断や樹木への番線、針金等での括り付けは禁止する。
- (2) クスノキ等常緑樹のLEDは、外面全体に取り付けること。
- (3) イチョウのLEDは、幹や枝に巻き付けるように設置すること。

- (4) 工作物を設置することで、樹木の枝先が道路上に垂れ下がるなど樹木へ負担をかけること。(樹木へ過度の負担がかかる工作物の取付は行わないこと。)
- (5) 設置、撤去時の安全対策資料の作成にあたっては、歩行者の通行の妨げにならないように配慮すること。
- (6) イルミネーション、ライトアップに必要な電源線を歩道上に設置する場合は、架空配線や構造物に添架するなどの方法とし、埋設配管はできないものとする。やむを得ず転がし配線をする場合は、養生すること。
- (7) 地面にスパイクや置き基礎等で固定したスポットライトの周りには、プランター等を設置し、なるべく器具や配線などを目立たせないようにすること。
- (8) モニュメントライトアップは、点灯時に不快なグレアがないよう、フードルーバー付の器具を使用すること。モニュメントの位置は、別紙4「大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託【モニュメント配置図】」参照のこと。
- (9) 現地取付、撤去作業時間帯は以下を基本とする。
 - ア 大手前通り
 - (ア) 高所作業車等（一般車両に影響のある車両）を用いた作業
 - a JR 姫路駅から十二所前線まで
23：00～6：00
 - b 十二所前線から姫路城前交差点まで
22：00～6：00
 - (イ) 脚立等を用いた軽作業
9：00～17：00
 - イ 桜門橋
0：00～5：00
 - ウ 武者溜り、好古園東通路、南勢隠門、北勢隠門、姫山公園、喜斎門
作業時間に制限なし
なお、詳細については、警察との道路使用許可協議、許可条件及び管理者協議に基づき決定する。
- (10) LED 等の取付数量は、樹木の大きさや形状を考慮すること。
- (11) その他発注者よりデザイン上の制約等について、指示があった場合は、これを遵守すること。また、業務の進行状況により業務内容の修正、変更等があった場合は、発注者と綿密に協議を行い、業務の遂行に尽力すること。
- (12) 電気引込工事を行う場合は、受託者自らが事前に関西電力送配電(株)HPにあるインターネット申込を行うこと。

11. 移送

LED ストリングス等資器材の移送は内容物に損傷を与えないよう慎重に行い、発注者

が指示する場所に保管することとし、保管場所（大手前通りから約 1.5 km 圏内の市所有施設）からの搬出、搬入の際に構造物等に損傷を与えた場合は、全て受託者の責任において修復しなければならない。

なお、保管場所は住宅街にあるため、立ち入りは 9:00 から 17:00 までの間のみとし、夜間施工時における資材搬入、搬出は、仮設ヤードとして大手前通りから約 0.7 km 圏内の市所有の土地を使用することを前提とするが、保管場所及び仮設ヤードは発注者の指示により変更する場合がある。なお、土地使用以外の保管経費は契約金額に含むものとする。

12. 関係機関協議

本業務は、以下の関係機関との協議、調整及び申請等が必要であるため、これら関係機関への協議資料及び申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これらに伴う費用は、受託者が負担するものとする。

(1) 姫路市道路管理課、姫路駅周辺・阿保地区整備課（道路管理者）、姫路城総合管理室、文化財課、姫路城管理事務所

ア 道路区域、公園管理区域内で作業を行う場合や資器材を設置する場合における管理者協議、申請に関すること。

イ 樹木、歩道上にイルミネーション、ライトアップ等を設置する場合における樹木等への施工方法等の協議に関すること。

(2) 兵庫県姫路警察署

ア イルミネーション、ライトアップ等の設置位置、色及び光量等による通行車両等への影響、設置箇所や施工計画等の協議に関すること。

イ 実証実験や設置撤去作業に必要な交通規制の協議に関すること。

ウ 実証実験や設置撤去作業に伴う道路使用許可申請に関すること。

(3) 近接工事施工業者

イルミネーション、ライトアップ等の設置撤去作業にあたり、近接箇所で工事施工を予定している業者（近接工事施工業者）と交通規制区間が重複、近接しないよう、工事工程等に関する調整を行うこと。なお、近接工事施工業者の有無や工事予定については、兵庫県姫路警察署に確認すること。

また、大手門及び喜斎門は姫路城ライトアップイベントの搬出入があるため、別事業者とも連携、調整を図ること。

(4) その他関係官公庁等への手続き

業務実施にあたり、受託者の責任と費用負担において、法令、条例等の定めに基づき行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届け出等を行うこと。

13. 姫路城ライトアップイベントについて

本事業と同時期に、別事業として姫路城三の丸広場にてライトアップイベントの実施を予定している。案内看板を設置するなどし、相互で回遊が生まれるよう協力すること。

14. 発注者が実施するイベント等への協力

発注者が実施するイベント等については、発注者の指示に従いイルミネーションの点灯、消灯などの演出も含め協力すること。なお、イベントの詳細は、関係部局、民間事業者と調整、協議の上決定する。

15. 広報業務

現場作業と合わせ下記の広報業務を実施すること。

(1) 公式ホームページの開設、運用

イルミネーションの情報の一元化を図り、発信するため Himeji 大手前通りイルミネーション専用のホームページを開設し、インターネット上に公開すること。発信情報については発注者の指示に応じて速やかに更新すること。

ア サイト構成

下記の内容を参考とした提案を行うこと。

- (ア) 画像を効果的に使用し閲覧者へ興味を持たせ、わかりやすく見どころを掲載した LP とすること。
- (イ) パソコンやスマートフォンのそれぞれの特性を生かして最適な表示がされるようにするほか、それぞれの様式で表示すること。また、WEB アクセシビリティに十分配慮すること。
- (ウ) 最新のお知らせなど情報の更新が必要な項目については、発注者の指示により迅速に更新を行うこと。
- (エ) 検索エンジンの最適化 (SEO 対策) を実施し、LP を幅広く閲覧される仕組み作りを行うこと。
- (オ) 海外からの来訪者に向けた、多言語対応 (日本語・英語・中国語〔繁体字〕・韓国語) での仕様とすること。

イ 公式ホームページ掲載内容

公式ホームページに掲載する事項は以下を基本とする。なお詳細は、契約後発注者と協議の上決定する。

- (ア) 最新のお知らせ
- (イ) 開催概要
- (ウ) イルミネーションの見どころポイント
- (エ) 関連イベント (歩行者天国、姫路城ライトアップイベント等) の紹介

- (オ) プロモーションビデオの埋め込み
- (カ) 会場マップの埋め込み
- (キ) 関連イベントのバナー掲載
- (ク) チラシ等の資料ダウンロード機能
- (ケ) その他イベントに関連する事項で必要な情報

ウ 公開開始日

遅くとも令和8年9月1日までに公開すること。

エ 分析結果の報告

公式ホームページへのアクセスデータの解析をおこない、以下の項目について報告すること。報告については、発注者と調整の上指定した時期、及びイベント期間終了後に時系列(月別・週別・日別・曜日別)で資料を作成し、資料提出により実施すること。

- (ア) ページビュー数
- (イ) ユニークユーザー数
- (ウ) セッション数
- (エ) アクセス元
- (オ) 検索キーワード
- (カ) デバイス別アクセス数
- (キ) その他有効な指標

(2) WEB 広告

事業の認知度向上のために WEB 上で広告を実施すること。なお本業務に係る費用 500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を見込んでいる。

ア 媒体

WEB 広告

イ 掲載期間

令和8年11月1日～12月31日

ウ 掲載内容

WEB 上に掲出する画像については、下記の通り行うこと。

- (ア) 発注者が提供する画像を基に、規定のサイズと必要な文字情報を追加したもの。
- (イ) 上記画像をクリックした際に、発注者が指定する URL に遷移するよう調整すること。

エ 実施内容

広告費用にあわせて、目標値（インプレッション数 クリック数）配信エリア、ターゲット層をについて設定すること。

オ 分析結果の報告

WEB 広告の実施状況に関する分析をおこない、以下の項目について報告するこ

と。報告については、発注者と調整の上指定した時期、及びイベント期間終了後に時系列(月別・週別・日別・曜日別)で資料を作成し、資料提出により実施すること。

- (ア) インプレッション数
- (イ) クリック数
- (ウ) クリック率
- (エ) その他有効な指標

(3) PR 素材の撮影・編集

大手前通り・姫路城周辺イルミネーションを通して本市への誘客促進を目的として広報素材の撮影を実施すること。

ア 大手前通り・姫路城周辺イルミネーションの様子を写真および動画にて撮影すること。

イ 撮影する期日は、発注者と調整の上、2回(11月下旬、12月上旬想定)行うこと。

ウ 撮影した写真・動画は、データ納品すること。

エ 写真撮影は以下の点に留意し行うこと。

(ア) 姫路駅から姫路城までの全景を撮影すること。

(イ) 国道2号から姫路城を撮影すること。

(ウ) 沿道樹木の近影(樹木3~4本を想定)を撮影すること。

※上記を姫路城彩雲ライトアップの有無2パターンで撮影すること。

(エ) その他発注者と協議の上で、撮影を実施する。

オ 動画撮影は以下の点に留意し行うこと。

(ア) 姫路城彩雲ライトアップとの連動が分かるように姫路城を背景にして撮影すること。

(イ) 樹木ごとにイルミネーションの変化が分かるように近影を撮影すること。

(ウ) イルミネーションの規模が分かるように全景を撮影すること。

(エ) その他発注者と協議の上で、撮影を実施する。

カ 撮影した動画は、Youtube等での公開(1分程度)を前提に作成すること。

(4) 広報業務に係る成果物の納品について

ア 写真・動画は以下のスケジュールで納品すること。

内容	納品様式	納品期日
写真・動画 11月撮影分	データ	11月末
写真・動画 12月撮影分	データ	12月中旬
編集後の動画	データ	12月中旬

※電子データの納品方法は別途本市が指定する。

イ 提出先

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課 中心市街地活性化担当

(姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本館9階)

(5) 資料の貸与

広報業務に必要となる資料は、発注者から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに発注者へ返還するものとする。また、発注者の承諾なしに他に貸与し、公表し、譲渡し、又は使用してはならない。

(6) 広報に係る著作権の扱いについて

ア 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。また、本市は成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとする。

イ 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、衣装、ソフトなどを使用するときは、あらかじめ本市と協議のうえ、著作権法に定められた手続きを行うこと。

16. 損害のために生じた経費の負担

- (1) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示等発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、発注者の指示等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- (3) 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受託者とが協力して、その処理解決に当たるものとする。

17. その他留意事項

- (1) 受託者は、要求水準書等に従って作業するものであるが、これらに明示されていない事項でも、作業上、技術上当然と認められる箇所は、受託者の責任において実施すること。
- (2) 基礎工事、くい打ち等を要するもの及び火気の使用は禁止する。

第2章 一般事項

1. 適用範囲

この要求水準書は、「令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、業務の遂行にあたり必要と思われるものについては、発注者へ提案し、発注者と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2. 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

3. 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を発注者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間中に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせて発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、発注者と必要に応じ、適宜進捗状況を報告し、打ち合わせを行うものとする。
- (5) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、また、その内容を遅滞なく発注者に報告するものとする。

4. 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、発注者が現在所有しているものについては、発注者から受託者に貸与するものとする。この場合においては、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、発注者に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに発注者へ返却するものとする。

5. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密を他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (3) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。